官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三二九）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二七七、二七八）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三七〇）　一
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（同一三七一）　一
○肥料の登録が失効した件（同一三七二）　一
○肥料を登録した件（同一三七三、一三七四）　一
○電気用品安全法第三十四条の規定に基づき事業所の変更をした件（経済産業一一五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一一一一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一一二、一一一五～一一一七）　六
○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（同一一一三）　六
○水先人に免許を与えた件（同一一一四）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　復興庁　文部科学省　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労働　最低賃金の改正決定に関する公示（福井労働局最低賃金公示一、奈良同二、福岡同一）　七
〔公告〕
諸事項　八
官庁　財団、税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

その他告示

○総務省告示第三百二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年九月四日　総務大臣　林　芳正

一　名　称　インドネシア共和国における国際緊急援助活動派遣作戦部隊
二　国外派遣期間　令和八年十一月三十日まで
三　派遣人数（概数）　百八十人程度
四　派遣地域　インドネシア共和国

○外務省告示第二百七十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年八月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年九月四日　外務大臣臨時代理　国務大臣　木原　稔

記

失効年月日　令和八年八月二十四日
発行年月日　令和二年二月十七日
旅券番号　ＴＺ二〇〇九七二五

○外務省告示第二百七十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年八月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年九月四日　外務大臣臨時代理　国務大臣　木原　稔

記

失効年月日　令和八年八月二十四日
発行年月日　令和七年四月三日
旅券番号　ＭＶ〇〇〇五五七八

○農林水産省告示第千三百七十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和八年四月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年九月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が令和11年4月24日となったもの			
登録番号	肥料の種類	名称	住所
生第62068号	液状肥料	有機入り液体複合肥料バイトローゼ	株式会社サンセイ　岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第62069号	液状肥料	有機入り液体複合肥料ゼラン S	株式会社サンセイ　岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第70249号	化成肥料	複合燐加苦土安750	片倉コープアグリ株式会社　東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82554号	液状肥料	微量要素入り液肥特号	住友化学株式会社　東京都中央区日本橋二丁目７番１号